

川島町地域防災計画

【本編】
(改訂素案)

平成28年1月

川島町防災会議

第1編 総則

| | |
|-------------------------|----------|
| 第1章 計画の策定方針 | 第1編 - 1 |
| 第1節 計画の目的 | 第1編 - 1 |
| 第2節 計画の構成 | 第1編 - 1 |
| 第3節 計画の運用 | 第1編 - 2 |
| 第1 計画の修正 | 第1編 - 2 |
| 第2 他計画との関係 | 第1編 - 2 |
| 第3 計画の効果的推進 | 第1編 - 2 |
| 第4 計画の習熟及び周知徹底 | 第1編 - 3 |
| 第2章 防災関係機関の役割 | 第1編 - 4 |
| 第1節 川島町防災会議 | 第1編 - 4 |
| 第2節 防災関係機関の業務大綱 | 第1編 - 6 |
| 第1 川島町 | 第1編 - 6 |
| 第2 消防機関 | 第1編 - 6 |
| 第3 指定地方行政機関 | 第1編 - 7 |
| 第4 県の機関 | 第1編 - 8 |
| 第5 警察の機関 | 第1編 - 9 |
| 第6 陸上自衛隊 | 第1編 - 9 |
| 第7 指定公共機関 | 第1編 - 9 |
| 第8 指定地方公共機関 | 第1編 - 10 |
| 第9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 | 第1編 - 10 |
| 第3章 町民、自主防災組織及び事業所等の役割 | 第1編 - 12 |
| 第1節 町民の果たす役割 | 第1編 - 12 |
| 第1 平常時から実施する事項 | 第1編 - 12 |
| 第2 災害発生時に実施すべき事項 | 第1編 - 12 |
| 第2節 自主防災組織の果たす役割 | 第1編 - 13 |
| 第1 平常時から実施する事項 | 第1編 - 13 |
| 第2 災害発生時に実施すべき事項 | 第1編 - 13 |
| 第3節 事業所等の果たす役割 | 第1編 - 14 |
| 第1 平常時から実施する事項 | 第1編 - 14 |
| 第2 災害発生時に実施すべき事項 | 第1編 - 14 |
| 第4章 川島町の防災環境 | 第1編 - 15 |
| 第1節 川島町の概況 | 第1編 - 15 |
| 第1 自然的条件 | 第1編 - 15 |
| 第2節 災害履歴 | 第1編 - 16 |
| 第1 地震災害 | 第1編 - 16 |
| 第2 風水害 | 第1編 - 17 |

第2編 震災対策計画

| | |
|--------------------------|----------|
| 第1章 総 則 | 第2編 - 1 |
| 第1節 震災対策計画の方針 | 第2編 - 1 |
| 第1 震災対策の基本的な考え方 | 第2編 - 1 |
| 第2 地震被害想定 | 第2編 - 1 |
| 第3 震災対策の目標 | 第2編 - 3 |
| 第2章 震災予防計画 | 第2編 - 5 |
| 第1節 防災組織整備計画 | 第2編 - 5 |
| 第1 防災関係機関 | 第2編 - 5 |
| 第2 公共的団体等との協力体制の確立 | 第2編 - 5 |
| 第3 自主防災組織の整備 | 第2編 - 6 |
| 第4 事業所等の防災組織の整備 | 第2編 - 7 |
| 第5 ボランティアの活動環境の整備 | 第2編 - 8 |
| 第6 業務継続計画（BCP）の策定 | 第2編 - 8 |
| 第2節 防災教育・知識普及計画 | 第2編 - 9 |
| 第1 防災教育の推進 | 第2編 - 9 |
| 第2 防災知識の普及 | 第2編 - 10 |
| 第3節 防災訓練計画 | 第2編 - 11 |
| 第1 訓練別の実施計画 | 第2編 - 11 |
| 第2 訓練の検証 | 第2編 - 12 |
| 第4節 災害情報収集・伝達体制の整備計画 | 第2編 - 13 |
| 第1 情報収集伝達体制の整備 | 第2編 - 13 |
| 第2 情報通信施設の整備 | 第2編 - 14 |
| 第3 情報通信設備の安全対策 | 第2編 - 15 |
| 第5節 地震火災予防計画 | 第2編 - 16 |
| 第1 実施計画 | 第2編 - 16 |
| 第2 消防力の強化 | 第2編 - 17 |
| 第6節 防災まちづくり計画 | 第2編 - 18 |
| 第1 防災拠点施設の整備 | 第2編 - 18 |
| 第2 道路・橋りょうの整備 | 第2編 - 18 |
| 第3 オープンスペースの確保 | 第2編 - 19 |
| 第4 緊急輸送ネットワークの整備 | 第2編 - 19 |
| 第5 建築物等の耐震及び不燃化 | 第2編 - 19 |
| 第6 ライフライン施設の安全化 | 第2編 - 20 |
| 第7 地盤災害の予防 | 第2編 - 20 |
| 第8 危険物施設の応急措置 | 第2編 - 20 |
| 第7節 避難対策 | 第2編 - 21 |
| 第1 避難計画の策定 | 第2編 - 21 |
| 第2 指定緊急避難場所・指定避難所等の選定と確保 | 第2編 - 22 |
| 第8節 応急住宅対策計画 | 第2編 - 24 |
| 第1 応急仮設住宅の用地確保 | 第2編 - 24 |

| | |
|-------------------------|----------|
| 第2 応急措置等の指導、相談 | 第2編 - 24 |
| 第9節 救急救助・医療救護整備計画 | 第2編 - 25 |
| 第1 救急救助 | 第2編 - 25 |
| 第2 医療救護 | 第2編 - 25 |
| 第10節 物資及び資機材等の備蓄計画 | 第2編 - 27 |
| 第1 食料の供給体制の整備 | 第2編 - 27 |
| 第2 生活必需品の供給体制の整備 | 第2編 - 28 |
| 第3 給水体制の整備 | 第2編 - 29 |
| 第4 防災用資機材等の備蓄 | 第2編 - 30 |
| 第5 石油類燃料の調達・確保 | 第2編 - 30 |
| 第6 災害備蓄庫等の整備 | 第2編 - 30 |
| 第11節 災害時の要配慮者安全確保体制整備計画 | 第2編 - 31 |
| 第1 社会福祉施設等入所者の対策 | 第2編 - 31 |
| 第2 在宅の要配慮者の対策 | 第2編 - 32 |
| 第3 外国人への対策 | 第2編 - 34 |
| 第12節 文教対策計画 | 第2編 - 35 |
| 第1 学校の災害対策 | 第2編 - 35 |
| 第2 文化財の災害予防対策 | 第2編 - 35 |
| 第13節 帰宅困難者対策計画 | 第2編 - 36 |
| 第1 帰宅困難者の定義 | 第2編 - 36 |
| 第2 帰宅困難者の把握 | 第2編 - 36 |
| 第3 帰宅困難者発生に伴う影響 | 第2編 - 36 |
| 第4 帰宅困難者等への啓発等 | 第2編 - 36 |
| 第5 帰宅者困難者支援 | 第2編 - 37 |
| 第14節 遺体の埋・火葬対策計画 | 第2編 - 38 |
| 第1 事前対策 | 第2編 - 38 |
| 第15節 防疫対策計画 | 第2編 - 38 |
| 第1 防疫活動組織の整備 | 第2編 - 38 |
| 第2 防疫用資機材の備蓄及び調達 | 第2編 - 38 |
| 第16節 調査研究 | 第2編 - 39 |
| 第1 基礎的調査研究 | 第2編 - 39 |
| 第2 震災対策に関する調査研究 | 第2編 - 39 |
| 第3章 震災応急対策計画 | 第2編 - 40 |
| 第1節 配備・動員計画 | 第2編 - 40 |
| 第1 配備・動員体制 | 第2編 - 40 |
| 第2 災害対策本部の設置及び閉鎖 | 第2編 - 42 |
| 第3 災害対策本部の機構・組織 | 第2編 - 43 |
| 第2節 応急活動計画 | 第2編 - 52 |
| 第1 職員の初動活動 | 第2編 - 52 |
| 第2 応急対策の流れ | 第2編 - 53 |
| 第3 災害応急対策責任者の事前措置及び応急措置 | 第2編 - 55 |
| 第3節 相互応援協力計画 | 第2編 - 57 |

目次

| | |
|----------------------|----------|
| 第1 県・防災関係機関への応援要請 | 第2編 - 58 |
| 第2 他市町村との相互協力 | 第2編 - 59 |
| 第3 防災関係機関等との相互協力 | 第2編 - 59 |
| 第4節 ボランティアとの連携 | 第2編 - 60 |
| 第1 ボランティアの応援受入 | 第2編 - 60 |
| 第5節 自衛隊災害派遣要請計画 | 第2編 - 62 |
| 第1 自衛隊への災害派遣要請 | 第2編 - 62 |
| 第2 災害派遣に対する処置 | 第2編 - 64 |
| 第6節 災害救助法の適用 | 第2編 - 65 |
| 第1 災害救助法の概要 | 第2編 - 65 |
| 第2 災害救助法の適用及び実施 | 第2編 - 66 |
| 第3 災害救助法が適用されない場合の措置 | 第2編 - 68 |
| 第7節 災害情報通信計画 | 第2編 - 69 |
| 第1 情報連絡系統 | 第2編 - 69 |
| 第2 情報通信手段 | 第2編 - 70 |
| 第3 地震情報の収集伝達体制 | 第2編 - 71 |
| 第4 初動期の情報収集 | 第2編 - 73 |
| 第5 被害情報の収集・伝達 | 第2編 - 73 |
| 第6 安否情報の収集・提供 | 第2編 - 76 |
| 第8節 広報広聴活動計画 | 第2編 - 78 |
| 第1 町民への広報活動 | 第2編 - 78 |
| 第2 その他災害広報活動 | 第2編 - 79 |
| 第3 町民への各種相談窓口 | 第2編 - 80 |
| 第4 広聴活動 | 第2編 - 81 |
| 第9節 避難計画 | 第2編 - 82 |
| 第1 避難の勧告及び指示 | 第2編 - 82 |
| 第2 避難所の開設・運営 | 第2編 - 85 |
| 第3 他都道府県からの避難者の受入 | 第2編 - 85 |
| 第10節 救急救助・医療救護計画 | 第2編 - 86 |
| 第1 救急救助 | 第2編 - 86 |
| 第2 医療・助産 | 第2編 - 87 |
| 第3 保健衛生 | 第2編 - 88 |
| 第11節 食料供給計画 | 第2編 - 89 |
| 第1 基本事項 | 第2編 - 89 |
| 第2 食料の調達 | 第2編 - 89 |
| 第3 炊出しの実施 | 第2編 - 90 |
| 第12節 衣料、生活必需品等の供給計画 | 第2編 - 91 |
| 第1 基本事項 | 第2編 - 91 |
| 第2 必要物資の備蓄調達 | 第2編 - 91 |
| 第13節 給水計画 | 第2編 - 93 |
| 第1 基本事項 | 第2編 - 93 |
| 第2 給水施設の応急対策 | 第2編 - 94 |
| 第14節 帰宅困難者支援計画 | 第2編 - 95 |

| | |
|-----------------------------|-----------|
| 第1 帰宅困難者への情報提供 | 第2編 - 95 |
| 第2 一時滞在施設の確保 | 第2編 - 95 |
| 第3 帰宅支援 | 第2編 - 95 |
| 第15節 住宅・公共施設応急対策計画 | 第2編 - 97 |
| 第1 基本事項 | 第2編 - 97 |
| 第2 応急仮設住宅の建設 | 第2編 - 97 |
| 第3 民間賃貸住宅の利用 | 第2編 - 98 |
| 第4 被災住宅の応急修理 | 第2編 - 98 |
| 第5 被災建築物応急危険度判定等の実施 | 第2編 - 99 |
| 第6 公共施設等の応急対策 | 第2編 - 99 |
| 第7 危険物施設の応急措置 | 第2編 - 100 |
| 第16節 環境衛生整備計画 | 第2編 - 101 |
| 第1 一般廃棄物処理 | 第2編 - 101 |
| 第2 災害廃棄物処理 | 第2編 - 102 |
| 第3 防疫活動 | 第2編 - 104 |
| 第4 動物愛護 | 第2編 - 104 |
| 第17節 遺体の捜索、処理及び埋・火葬計画 | 第2編 - 106 |
| 第1 基本事項 | 第2編 - 106 |
| 第2 遺体の捜索 | 第2編 - 106 |
| 第3 遺体の処理 | 第2編 - 106 |
| 第4 遺体の埋・火葬 | 第2編 - 107 |
| 第18節 障害物除去計画 | 第2編 - 109 |
| 第1 住宅関係障害物の除去 | 第2編 - 109 |
| 第2 道路等の障害物の除去 | 第2編 - 110 |
| 第19節 輸送計画 | 第2編 - 111 |
| 第1 基本事項 | 第2編 - 111 |
| 第2 輸送路の確保 | 第2編 - 111 |
| 第3 輸送車両・燃料の確保 | 第2編 - 112 |
| 第4 航空機による輸送 | 第2編 - 113 |
| 第5 災害救助法が適用された場合の費用等 | 第2編 - 113 |
| 第20節 労務供給計画 | 第2編 - 114 |
| 第1 基本事項 | 第2編 - 114 |
| 第2 実施方法 | 第2編 - 114 |
| 第21節 警備・交通対策計画 | 第2編 - 115 |
| 第1 警備対策 | 第2編 - 115 |
| 第2 交通施設応急対策 | 第2編 - 115 |
| 第3 交通規制 | 第2編 - 115 |
| 第4 一般交通の確保 | 第2編 - 116 |
| 第22節 文教・保育対策計画 | 第2編 - 117 |
| 第1 応急教育 | 第2編 - 117 |
| 第2 応急保育 | 第2編 - 119 |
| 第3 社会教育施設等の措置 | 第2編 - 121 |
| 第4 放課後児童クラブの措置 | 第2編 - 121 |

目次

| | |
|----------------------|-----------|
| 第5 文化財の応急措置 | 第2編 - 121 |
| 第2 3節 要配慮者等の安全確保対策計画 | 第2編 - 122 |
| 第1 避難行動要支援者等の避難支援 | 第2編 - 122 |
| 第2 避難生活における要配慮者支援 | 第2編 - 122 |
| 第3 社会福祉施設入所者等の安全確保対策 | 第2編 - 123 |
| 第4 外国人の安全確保対策 | 第2編 - 124 |
| 第2 4節 消防活動 | 第2編 - 125 |
| 第1 配備体制 | 第2編 - 125 |
| 第2 消防活動 | 第2編 - 125 |
| 第2 5節 電力施設応急対策計画 | 第2編 - 128 |
| 第1 災害時の活動体制 | 第2編 - 128 |
| 第2 応急復旧対策 | 第2編 - 129 |
| 第3 災害時の広報 | 第2編 - 130 |
| 第2 6節 電気通信設備応急対策計画 | 第2編 - 131 |
| 第1 災害時の活動体制 | 第2編 - 131 |
| 第2 応急措置 | 第2編 - 131 |
| 第3 応急復旧対策 | 第2編 - 131 |
| 第4 災害時の広報 | 第2編 - 131 |
| 第2 7節 ガス施設応急対策計画 | 第2編 - 133 |
| 第1 災害時の活動体制 | 第2編 - 133 |
| 第2 災害時の初動措置 | 第2編 - 133 |
| 第3 応急復旧対策 | 第2編 - 134 |
| 第4 災害時の広報 | 第2編 - 134 |
| 第5 供給開始時の事故防止措置 | 第2編 - 134 |
| 第6 緊急連絡先 | 第2編 - 135 |
| 第7 LPガス | 第2編 - 135 |
| 第2 8節 下水道施設応急対策計画 | 第2編 - 136 |
| 第1 災害時の活動体制 | 第2編 - 136 |
| 第2 緊急点検 | 第2編 - 136 |
| 第3 緊急措置 | 第2編 - 136 |
| 第4 応急復旧対策 | 第2編 - 136 |
| 第5 災害時の広報 | 第2編 - 136 |
| 第4章 震災復旧計画 | 第2編 - 137 |
| 第1節 災害復旧計画 | 第2編 - 137 |
| 第1 災害復旧事業の種類 | 第2編 - 137 |
| 第2 復旧事業の方針 | 第2編 - 137 |
| 第3 災害復旧事業に伴う財政援助措置 | 第2編 - 137 |
| 第4 災害復旧事業の実施 | 第2編 - 138 |
| 第2節 災害復興計画 | 第2編 - 139 |
| 第1 震災復興対策本部の設置 | 第2編 - 139 |
| 第2 震災復興計画の策定 | 第2編 - 139 |
| 第3節 民生安定化計画 | 第2編 - 140 |

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| 第1 罹災証明書の発行 | 第2編 - 140 |
| 第2 被災者の生活支援 | 第2編 - 143 |
| 第3 中小企業等への支援 | 第2編 - 153 |
| 第4節 義援金品の受入・配分計画 | 第2編 - 156 |
| 第1 受付窓口の開設 | 第2編 - 156 |
| 第2 受付・募集 | 第2編 - 156 |
| 第5章 東海地震警戒宣言に伴う対応措置計画 | 第2編 - 157 |
| 第1節 計画の位置づけ | 第2編 - 157 |
| 第1 策定の趣旨 | 第2編 - 157 |
| 第2 基本的な考え方 | 第2編 - 157 |
| 第3 前提条件 | 第2編 - 157 |
| 第2節 事前の備え | 第2編 - 159 |
| 第1 広報及び防災教育 | 第2編 - 159 |
| 第2 事業所等に対する指導 | 第2編 - 159 |
| 第3節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置 | 第2編 - 161 |
| 第1 東海地震注意情報の伝達 | 第2編 - 161 |
| 第2 活動体制 | 第2編 - 162 |
| 第4節 警戒宣言に伴う措置 | 第2編 - 163 |
| 第1 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報 | 第2編 - 163 |
| 第2 活動体制 | 第2編 - 163 |
| 第3 警戒宣言時の広報 | 第2編 - 164 |
| 第4 防災関係機関の広報 | 第2編 - 164 |
| 第5節 消防・危険物・警備・交通対策計画 | 第2編 - 165 |
| 第1 消防対策 | 第2編 - 165 |
| 第2 危険物対策 | 第2編 - 165 |
| 第3 警備・交通対策 | 第2編 - 165 |
| 第6節 施設対策計画 | 第2編 - 166 |
| 第1 学校教育施設の措置 | 第2編 - 166 |
| 第2 医療施設の措置 | 第2編 - 167 |
| 第3 社会福祉施設の措置 | 第2編 - 167 |
| 第4 児童福祉施設の措置 | 第2編 - 168 |
| 第5 上水道施設の措置 | 第2編 - 168 |
| 第7節 生活物資対策計画 | 第2編 - 169 |
| 第1 備蓄物資 | 第2編 - 169 |
| 第2 買占め、売り惜しみ防止の呼びかけ | 第2編 - 169 |
| 第3 輸送車両等の確保 | 第2編 - 169 |
| 第8節 町民、自主防災組織及び事業所等のとるべき措置 | 第2編 - 170 |
| 第1 町民のとるべき措置 | 第2編 - 170 |
| 第2 自主防災組織のとるべき措置 | 第2編 - 171 |
| 第3 事業所のとるべき措置 | 第2編 - 171 |
| 第6章 火山噴火降灰対策計画 | 第2編 - 172 |
| 第1 応急活動体制の確立 | 第2編 - 172 |

目次

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| 第2 情報の収集・伝達 | 第2編 - 172 |
| 第3 避難所の開設・運営 | 第2編 - 173 |
| 第4 医療救護 | 第2編 - 173 |
| 第5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策 | 第2編 - 173 |
| 第6 農業者への支援 | 第2編 - 173 |
| 第7 降灰の処理 | 第2編 - 173 |
| 第8 広域一時滞在 | 第2編 - 174 |
| 第7章 最悪事態（シビアコンディション）への対応 | 第2編 - 175 |
| 第1節 シビアコンディションを設定する目的 | 第2編 - 175 |
| 第2節 シビアコンディションへの対応 | 第2編 - 175 |
| 第3節 シビアコンディションの共有と取組の実施 | 第2編 - 176 |
| 第1 命を守るのは「自分」が基本 | 第2編 - 176 |
| 第2 支援者の犠牲はあってはならない | 第2編 - 177 |
| 第3 火災から命を守る | 第2編 - 178 |
| 第4 首都圏長期大停電と燃料枯渇 | 第2編 - 179 |
| 第5 その時、道路は通れない | 第2編 - 180 |
| 第6 首都機能の麻痺 | 第2編 - 181 |
| 第7 デマやチェーンメールは新たな災害 | 第2編 - 182 |
| 第8 超急性期医療と慢性疾患の同時対応 | 第2編 - 183 |
| 第9 都心からの一斉帰宅は危険 | 第2編 - 184 |
| 第10 危険・不便な首都圏からの避難 | 第2編 - 185 |
| 第11 助かった命は守り通す | 第2編 - 186 |
| 第12 食料が届かない | 第2編 - 187 |
| 第13 災害の連鎖を防止せよ | 第2編 - 188 |

第3編 風水害対策計画

| | |
|-------------------------------|----------|
| 第1章 総 則 | 第3編 - 1 |
| 第1節 風水害対策計画の方針 | 第3編 - 1 |
| 第1 風水害の被害想定 | 第3編 - 1 |
| 第2 風水害対策の基本的な考え方 | 第3編 - 3 |
| 第2章 風水害予防計画 | 第3編 - 7 |
| 第1節 防災組織整備計画 | 第3編 - 7 |
| 第2節 防災教育・知識普及計画 | 第3編 - 7 |
| 第3節 防災訓練計画 | 第3編 - 8 |
| 第1 訓練別の実施計画 | 第3編 - 8 |
| 第2 訓練の検証 | 第3編 - 9 |
| 第4節 災害情報収集・伝達体制の整備計画 | 第3編 - 10 |
| 第5節 水害予防計画 | 第3編 - 11 |
| 第1 河川の整備 | 第3編 - 11 |
| 第2 雨水整備 | 第3編 - 11 |
| 第3 警戒・水防体制の強化 | 第3編 - 11 |
| 第4 ハザードマップの作成・配布 | 第3編 - 11 |
| 第5 その他水防法に基づく措置 | 第3編 - 12 |
| 第6節 防災まちづくり計画 | 第3編 - 13 |
| 第7節 避難対策 | 第3編 - 13 |
| 第8節 応急住宅対策計画 | 第3編 - 13 |
| 第9節 救急救助・医療救護整備計画 | 第3編 - 13 |
| 第10節 物資及び資機材等の備蓄計画 | 第3編 - 14 |
| 第11節 災害時の要配慮者安全確保体制整備計画 | 第3編 - 14 |
| 第12節 文教対策計画 | 第3編 - 14 |
| 第13節 遺体の埋・火葬対策計画 | 第3編 - 15 |
| 第14節 防疫対策計画 | 第3編 - 15 |
| 第15節 調査研究 | 第3編 - 16 |
| 第1 調査研究事項 | 第3編 - 16 |
| 第2 研究成果の活用 | 第3編 - 16 |
| 第3章 風水害応急対策計画 | 第3編 - 17 |
| 第1節 配備・動員計画 | 第3編 - 17 |
| 第1 配備・動員体制 | 第3編 - 17 |
| 第2 災害対策本部の設置及び閉鎖 | 第3編 - 19 |
| 第3 災害対策本部の機構・組織 | 第3編 - 20 |
| 第2節 応急活動計画 | 第3編 - 29 |
| 第1 職員の警戒・応急対策活動 | 第3編 - 29 |
| 第2 災害応急対策責任者の事前措置及び応急措置 | 第3編 - 29 |
| 第3節 相互応援協力計画 | 第3編 - 31 |
| 第4節 ボランティアとの連携 | 第3編 - 31 |

目 次

| | |
|---------------------------------------|----------|
| 第5節 自衛隊災害派遣要請計画 | 第3編 - 31 |
| 第6節 災害救助法の適用 | 第3編 - 31 |
| 第7節 気象情報等収集計画 | 第3編 - 32 |
| 第1 注意報、警報等の種類及び発表基準等 | 第3編 - 32 |
| 第2 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知 | 第3編 - 36 |
| 第3 消防法に基づく火災気象通報 | 第3編 - 42 |
| 第4 異常な現象発見時の通報 | 第3編 - 42 |
| 第8節 災害情報通信計画 | 第3編 - 44 |
| 第1 基本事項 | 第3編 - 44 |
| 第2 被害情報の収集・伝達 | 第3編 - 47 |
| 第3 通信手段 | 第3編 - 49 |
| 第4 安否情報の収集・提供 | 第3編 - 50 |
| 第9節 広報広聴活動計画 | 第3編 - 52 |
| 第10節 水防活動計画 | 第3編 - 53 |
| 第1 水防体制 | 第3編 - 53 |
| 第2 水防活動 | 第3編 - 53 |
| 第3 水防機関の活動 | 第3編 - 54 |
| 第4 決壊時の措置 | 第3編 - 54 |
| 第5 協力応援 | 第3編 - 54 |
| 第6 水防報告 | 第3編 - 55 |
| 第11節 避難計画 | 第3編 - 56 |
| 第1 避難の勧告及び指示 | 第3編 - 56 |
| 第2 避難所の開設・運営 | 第3編 - 60 |
| 第3 他都道府県からの避難者の受入 | 第3編 - 61 |
| 第12節 救急救助・医療救護計画 | 第3編 - 62 |
| 第13節 食料供給計画 | 第3編 - 62 |
| 第14節 衣料、生活必需品等の供給計画 | 第3編 - 62 |
| 第15節 給水計画 | 第3編 - 62 |
| 第16節 住宅・公共施設応急対策計画 | 第3編 - 63 |
| 第17節 環境衛生整備計画 | 第3編 - 63 |
| 第18節 遺体の捜索、処理及び埋・火葬計画 | 第3編 - 63 |
| 第19節 障害物除去計画 | 第3編 - 63 |
| 第20節 輸送計画 | 第3編 - 64 |
| 第21節 労務供給計画 | 第3編 - 64 |
| 第22節 警備・交通対策計画 | 第3編 - 64 |
| 第23節 文教・保育対策計画 | 第3編 - 64 |
| 第24節 要配慮者等の安全確保対策計画 | 第3編 - 65 |
| 第25節 電力施設応急対策計画 | 第3編 - 65 |
| 第26節 電気通信設備応急対策計画 | 第3編 - 65 |
| 第27節 ガス施設応急対策計画 | 第3編 - 65 |
| 第28節 下水道施設応急対策計画 | 第3編 - 66 |

| | |
|------------------------|----------|
| 第4章 風水害復旧計画 | 第3編 - 67 |
| 第1節 災害復旧計画 | 第3編 - 67 |
| 第2節 災害復興計画 | 第3編 - 67 |
| 第3節 民生安定化計画 | 第3編 - 67 |
| 第4節 義援金品の受入・配分計画 | 第3編 - 67 |

第4編 その他災害対策計画

| | |
|---------------------------------|----------|
| 第1章 総 則 | 第4編 - 1 |
| 第1節 その他災害対策計画の方針 | 第4編 - 1 |
| 第1 その他災害被害想定 | 第4編 - 1 |
| 第2 災害対策の基本的な考え方 | 第4編 - 1 |
| 第2章 災害予防計画 | 第4編 - 1 |
| 第1節 災害予防体制の確立 | 第4編 - 1 |
| 第2節 災害に強い環境の整備 | 第4編 - 1 |
| 第3章 災害応急対策計画 | 第4編 - 2 |
| 第1節 応急活動体制 | 第4編 - 2 |
| 第1 職員の初動体制 | 第4編 - 2 |
| 第2 災害対策本部の設置 | 第4編 - 2 |
| 第3 防災関係機関との相互協力と応援要請 | 第4編 - 2 |
| 第2節 災害応急対策活動 | 第4編 - 2 |
| 第4章 個別災害対応計画 | 第4編 - 3 |
| 第1節 大規模火災対策計画 | 第4編 - 3 |
| 第1 予防対策 | 第4編 - 3 |
| 第2 応急対策 | 第4編 - 4 |
| 第3 大規模救急救助体制 | 第4編 - 4 |
| 第2節 道路災害対策計画 | 第4編 - 6 |
| 第1 予防対策 | 第4編 - 6 |
| 第2 応急対策 | 第4編 - 7 |
| 第3節 航空機事故災害対策計画 | 第4編 - 9 |
| 第1 活動体制 | 第4編 - 9 |
| 第2 応急対策 | 第4編 - 9 |
| 第4節 危険物災害対策計画 | 第4編 - 10 |
| 第1 予防対策 | 第4編 - 10 |
| 第2 応急対策 | 第4編 - 11 |
| 第5節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画 | 第4編 - 12 |
| 第1 予防対策 | 第4編 - 12 |
| 第2 応急対策 | 第4編 - 14 |
| 第6節 竜巻等突風災害対策計画 | 第4編 - 21 |
| 第1 予防対策 | 第4編 - 21 |
| 第2 応急対策 | 第4編 - 22 |
| 第7節 雪害対策計画 | 第4編 - 23 |
| 第1 予防対策 | 第4編 - 23 |
| 第2 応急対策 | 第4編 - 24 |